## 第３節　歴史環境

本市は古都としての歴史的経緯から量的にも質的にも豊富な文化財が存在しています。特に東大寺や春日大社をはじめとする世界的な歴史的文化遺産とそれらを包み込む春日山原始林や奈良公園等の自然は、奈良市の象徴ともいえます。

この恵まれた歴史環境を保全し、活用していくことが重要です。

（表3-3-1）世界遺産登録（8資産群）の内容

| 資産名称 | 内容 |
|---|---|
| 東大寺 | 聖武天皇の発願で建立された官寺で、金堂（大仏殿）、南大門など（正倉院正倉を含む）9棟の国宝と17棟の重要文化財が登録遺産を構成。なお、国宝の大仏も金堂と一体として登録遺産を構成。 |
| 興福寺 | 藤原氏の氏寺として建立された寺。北円堂、五重塔など国宝4棟と重要文化財2棟が登録遺産を構成。 |
| 春日大社 | 神の降臨する山として神聖視されていた御蓋山のふもとに、藤原氏の氏神を祭った神社。本社本殿の国宝4棟と重要文化財27棟及び史跡春日大社境内が登録遺産を構成。 |
| 春日山原始林 | 841年に伐採が禁止されて以来、御蓋山とともに春日大社の社叢として保護されてきた原始林。社殿と一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する資産である。特別天然記念物に指定されている。 |
| 元興寺 | 6世紀に蘇我馬子が造営した飛鳥寺が平城京に移され、元興寺になった。極楽坊本堂、禅室の国宝2棟及び重要文化財1棟が登録遺産を構成。 |
| 薬師寺 | 天武天皇の発願で建立された官寺で、東塔、東院堂の国宝2棟、重要文化財4棟が登録遺産を構成。 |
| 唐招提寺 | 戒律を学ぶための寺として唐僧・鑑真が759年に創建した寺。金堂、講堂など国宝5棟と重要文化財1棟が登録遺産を構成。 |
| 平城宮跡 | 平城京の北端に位置する宮城跡で、国の政治や儀式を行う大極殿や朝堂院、天皇の居所である内裏、役所の遺跡。特別史跡に指定されている。 |

## 【実施事業】

### 1　文化財の指定と保護

文化財調査をもとに、奈良市において歴史上、芸術上又は学術上価値の高いものを市指定文化財に指定し、その保護を図っており、令和4年（2022年）3月現在、指定件数は159件を数えます。

また、市内の国指定文化財・県指定文化財・市指定文化財等の所有者等が行う保存修理等の文化財保存事業について補助金を交付しています。市が所有または管理する特別史跡・史跡等についても整備等を行い活用を図っています。

なお、令和4年（2022年）3月31日現在の市内所在の文化財は、次のとおりです。

(1)　指定文化財　　970件

（表3-3-2）指定文化財の内容　　単位:件

| 分類 | | | 国指定 | | | 県指定 | 市指定 | 総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形文化財 | 建造物<br>(　)内は棟数 | | 国宝 31<br>(35) | 重要文化財 74<br>(128) | 計 104<br>(163) | 42<br>(81) | 28<br>(33) | 174<br>(277) |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 〃 6 | 〃 28 | 〃 34 | 17 | 39 | 90 |
| | | 彫刻 | 〃 49 | 〃 198 | 〃 247 | 34 | 36 | 317 |
| | | 工芸品 | 〃 26 | 〃 97 | 〃 123 | 16 | 9 | 148 |
| | | 書跡典籍 | 〃 4 | 〃 61 | 〃 65 | 6 | 4 | 75 |
| | | 古文書 | 〃 1 | 〃 25 | 〃 26 | 5 | 0 | 31 |
| | | 考古資料 | 〃 4 | 〃 6 | 〃 10 | 1 | 7 | 18 |
| | | 歴史資料 | 〃 0 | 〃 5 | 〃 5 | 5 | 5 | 15 |
| | 小計 | | 国宝 121 | 重要文化財 494 | 計 614 | 小計 126 | 小計 128 | 小計 868 |
| 無形文化財 | | | 重要無形文化財 1 | | | 1 | 0 | 2 |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | 重要有形民俗文化財 2 | | | 2 | 7 | 11 |
| | 無形民俗文化財 | | 重要無形民俗文化財 3 | | | 10 | 3 | 16 |
| | 小計 | | 5 | | | 12 | 10 | 27 |
| 記念物 | 史跡 | | 特別史跡 2 | 史跡 25 | 計 27 | 5 | 8 | 40 |
| | 名勝 | | 特別名勝 2 | 名勝 6 | 計 8 | 0 | 0 | 8 |
| | 天然記念物 | | 特別天然記念物 1 | 天然記念物 5 | 計 6 | 6 | 13 | 25 |
| | 小計 | | 特史名天 5 | 史名天 36 | 計 41 | 小計 11 | 小計 21 | 小計 73 |
| 総数 | | | 661 | | | 150 | 159 | 970 |

※ 有形文化財（建造物）の国指定の合計件数が国宝及び重要文化財の各件数の和と一致しないのは、１件に国宝・重要文化財の両方を含むものがあるためである。

※ ほかに国宝14件（絵画4、彫刻1、工芸品3、書跡・典籍3、古文書3）と重要文化財118件（絵画44、彫刻16、工芸品17、書跡・典籍18、古文書12、考古資料10、歴史資料1）を独立行政法人国立文化財機構（住所東京都）が所有し奈良国立博物館及び奈良文化財研究所が保管する。

(2)　登録有形文化財　　116件[建造物114件　書跡・典籍1件　歴史資料1件]

(3)　選定保存技術　　3件[国 3件]

(4)　旧村指定文化財　　72件[月ヶ瀬村指定文化財30件、都祁村指定文化財42件]

## 2　歴史的風土の保存

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地域を有する京都市、奈良市、鎌倉市等古都において、歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体となして古都における伝統と文化を具現、形成しているところの歴史的風土を保存し後代の国民に継承するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法が制定されており、同法第4条の規定により歴史的風土保存区域が指定されています。

さらに、歴史的風土保存区域の内、歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域について、同法第6条及び都市計画法第8条の規定により歴史的風土特別保存地区が定められています。

（表3-3-3）歴史的風土保存区域

単位：ha

| 地 区 名 | 昭和41年12月14日指定 | 昭和57年10月30日変更 |
|---|---|---|
| 春 日 山 | 1,743 | 1,743 |
| 平城宮跡 | 910 | 919 |
| 西 の 京 | 114 | 114 |
| 合　　計 | 2,767 | 2,776 |

（表3-3-4）歴史的風土保存区域内のうち歴史的風土特別保存地区

単位：ha

| 地　区　名 | 昭和42年4月8日指定 | 昭和57年12月24日変更 |
|---|---|---|
| 春　日　山 | 1,140 | 1,329 |
| 平 城 宮 跡 | 172 | 419 |
| 聖武天皇陵 | ― | 5 |
| 山　　陵 | 17 | 17 |
| 唐 招 提 寺 | 29 | 29 |
| 薬　師　寺 | 10 | 10 |
| 合　　計 | 1,368 | 1,809 |